

事業者様

鳥取労働局登録教習機関
(一社)鳥取県労働基準協会

令和8年度「床上操作式クレーン運転技能講習」 (鳥労登教第45号)の開催について

つり上げ荷重5トン以上の床上操作式クレーン(床上で運転し、かつ運転する者が荷とともに移動する方式のクレーン)の運転業務は、クレーン運転士免許を有する者または床上操作式クレーン技能講習を修了した者でなければ就くことが出来ません。

標記の技能講習を下記の日程により開催致しますので、ご案内申し上げます。

記

1. 受講定員 ① 60名 ② 50名 ※ 定員になり次第締切ますので、HP等で確認ください。

2. 講習日及び会場

		講習日	会場
①	学科	令和8年7月2日(水) 令和8年7月3日(木) 2日間	ポリテクセンター米子 大教室 (米子市古豊千520)
	実技	令和8年7月10日(金)～ 令和8年7月23日(木)のうち1日	ポリテクセンター米子 第8実習場 (米子市古豊千520)
②	学科	令和9年1月18日(月) 令和9年1月19日(火) 2日間	ポリテクセンター米子 大教室 (米子市古豊千520)
	実技	令和9年1月25日(月)～ 令和9年2月2日(火)のうち1日	ポリテクセンター米子 第8実習場 (米子市古豊千520)

注) 実技講習の各受講者の講習日は学科講習当日に決定しますが、ご希望があれば学科講習の前日までに当協会へ連絡してください。なお 定員に満たない場合や会場の都合により実施しない実技日程もあります。

3. 講習日程

学 科	第1日	8:30～8:50 8:50～9:00 9:00～17:15	受付 事務局説明 床上操作式クレーンに関する知識(6H) 関係法令(1H) (昼食及び休憩時間を含む)
	第2日	9:00～17:15	運転に必要な力学の知識(3H) ※C区分免除 原動機及び電気に関する知識(3H) 学科修了試験(1H) (昼食及び休憩時間を含む)
実 技	第3日	8:30～17:30	床上操作式クレーンの運転(6H) 合図(1H) 実技修了試験(1H) (昼食及び休憩時間を含む)

4. 受講資格区分ごとの受講料について

(税込10%)

	資格区分	免除科目	受講料	テキスト代	合計
A	・全科目受講者(B、Cに該当しない者)	なし	26,400円	1,705円	28,105円
B	・5トン未満の揚貨装置の運転 ・5トン未満のクレーンの運転 ・5トン以上の跨線テルハの運転 ・1トン未満の移動式クレーンの運転 ・5トン未満のデリックの運転 ・1トン未満のクレーン等の玉掛け のいずれかの業務に係る特別教育を修了した者であって、 6ヶ月以上の当該業務に従事した者	実技 合図1時間	25,300円	1,705円	27,005円
C	・クレーン・デリック運転士(デリック限定)、移動式クレーン 運転士又は揚貨装置運転士免許を受けた者 ・小型移動式クレーン運転技能講習又は、玉掛け技能講習 を修了した者	学科 力学3時間 実技 合図1時間	23,100円	1,705円	24,805円

(1) 受講料の支払方法

・銀行振込 (振込済の写しを添付 ATM・インターネットバンキング可) **振込手数料は振込人負担**

【振込先】 鳥取銀行/鳥取支店 普通預金 No. 0273223
シャ) トットケンロウトウキジュンキョウカイ
一般社団法人 鳥取県労働基準協会

・現金書留 (申込書と現金を同封) 送付先は下記の住所 当協会へ

5. 受講申込み手続きについて

(1) HPより申込書をダウンロードして記入し、受講料を納入し郵送してください。

(2) 受講免除資格の証明について

・B区分 特別教育修了証の写し及び事業者証明(従事期間記入)

・C区分 免許証又は技能講習修了証の写し及び事業者証明

(3) 写真(縦 3.0cm × 横 2.4cm) が2枚必要になります。

申込書の右上の欄に糊付けしてください。(修了証用の写真は後ではがしますので軽く貼付)

6. 受講申込み後の受講取消について

学科講習の1週間前までに申し出があった場合を除いて、受講料は返金しませんのでご注意ください。

7. 受講票について

受講申込者には、講習日の1週間前に「受講票」を郵送しますので、受講当日は必ず持参して、講習開始10分前までに受付を済ませてください。

8. 携行品・服装について

筆記用具(筆記具、消しゴム等) **学科最終日に筆記試験があります。**

実技の際は、クレーンの運転が可能な服装とし、ヘルメット・軍手・安全靴などを携行してください。

9. 助成金について

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の対象講習です。

詳細については、鳥取労働局職業安定課 (Tel 0857-29-1707) にお問い合わせください。

10. インボイス制度の対応について

ご希望があれば 請求書又は領収証を発行致しますので、申込書送付時等にお知らせください。

11. 郵送先及び問い合わせ先

一般社団法人 鳥取県労働基準協会
登録番号 T 5270005000526

〒689-1112
鳥取市若葉台南1-17
TEL 0857-52-7300 FAX 0857-52-7311